

<重要>お申込みの前に必ずお読み下さい

レンタル約款

第1条(総則)

このレンタル約款は、特定非営利法人 日本情報安全管理協会（以下「当協会」という）と別紙申し込み用紙記載の利用申し込み者（以下「お客様」という）の間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用されます。

第2条(レンタル商品)

当協会はおお客様に対し、当協会がおお客様に発行する納品書に記載する放射線量計（ガイガーカウンター）を賃貸し、お客様はこれを賃借します。

第3条(契約の成立)

当協会とおお客様との間のレンタル契約は、お客様が当協会に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当協会が承諾したときに成立するものといたします。当協会は、お客様の利用申し込みに対し、お申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、当協会は断りする理由を説明する義務を負わないものとします。※日本国外に在住の方は、日本国内滞在時であってもレンタルできないことがあります。

第4条(レンタル期間)

レンタル期間は納品書に記載する期間とします。本レンタル約款に基づくレンタル契約は、本レンタル約款に定める場合を除き、解除等によって終了させることはできません。お客様のご都合でレンタル開始日を過ぎてレンタル商品をお受取りになった場合や再配送期間（最初の配達から約1週間）内にお受取りいただけない場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。再配送期間を過ぎ、レンタル商品が発送元に返送された場合、レンタル契約は終了いたします。お客様のご都合で契約が終了した場合レンタル料金は全額お支払いいただきます。

第5条(料金)

お客様は当協会が発行するレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額（以下「レンタル料等」という）を当協会に対して支払います。

第6条(レンタル商品の引渡し)

当協会はおお客様に対し、レンタル商品をおお客様の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し、お客様はレンタル商品をレンタル期間満了日に返却するものとする。お客様が当協会から賃借したレンタル商品は納品書のとおり、お客様に引渡されたものとする。

第7条(担保責任の範囲)

1. お客様の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、当協会はレンタル商品を交換又は修理します。この場合、交換又は修理のため使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免することがあります。これ以外、当協会は、当協会に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対して損害賠償の責任は負いません。

2. 前項のレンタル商品の修理又は取り替えに過大な費用または時間を要する場合、当協会はレンタル契約を解除させていただく場合がございます。

3. レンタル商品の不良や故障等により重大な事故が発生した場合、当協会はおお客様に対して一切の責任を負いません。

第 8 条(レンタル商品の使用、保管)

1. お客様がレンタル商品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当協会は一切の責任を負いません。

2. 当協会はおお客様に生じた使用目的を達しない等の損害について、一切の責任を負いません。

3. お客様はレンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等を行うことはできません。またレンタル商品を改装、改造することもできません。

4. お客様はレンタル商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。

5. お客様はレンタル商品を使用される前に「取扱説明書」をお読みになり、その使用方法を確認の上、使用を開始してください

第 9 条(レンタル商品の使用義務違反)

レンタル商品がおお客様の責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、またはお客様が当協会のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、お客様は当協会に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等当社が被った一切の損害を賠償していただきます。また、盗難にあった場合は当協会へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、当協会に受理番号を報告することとします。

第 10 条(レンタル商品の返却)

お客様はレンタル商品を納品書に記載する期間に基づき、レンタル期間満了日の宅配便業者の集荷時間内に返却していただきます。ただし、お客様からレンタル期間満了日を過ぎて2日以上ご連絡がない場合や、お客様が本レンタル約款に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。この場合お客様には直ちにレンタル商品を返却していただきます。契約解除後、当協会がレンタル商品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金（延長料金と同額）を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当協会が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に商品再購入価格をお支払いいただきます。なお当協会が用意した配送伝票以外で配送による返却手続きをされた場合の配送料金は全額お客様負担となります。

第 11 条(レンタル期間の延長)

レンタル期間は、移送期間を含め最大5日以内とさせていただきます。延長をご希望される場合、レンタル期間満了日の前日正午までにお申し出いただくことにより、レンタル期間を延長することができます。ただし、当該商品につき別のお客様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできません。レンタル期間を延長する場合、料金は、レンタル契約締結日におけるレンタル料金表に基づくものとし、申し出の翌日までに入金が確認された場合とする。

第 12 条(不可抗力について)

当協会がお客様に対しレンタル開始日までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力（当協会の責によらないものに限る）によりレンタル商品の納入を完了できないときは、その事由の継続する期間に限り、当協会は遅滞の責を負わないものとする。ただし、使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免することがあります。

第 13 条(配送先について)

レンタル商品の配送先については、お客様の登録住所（法人様については登録時の会社ご住所）のみとさせていただきます。但し、催し等により配送先を催し会場などにしたい場合などについては、当社で配送先の確認を取らせていただきます。確認が取れる場所に限り、当協会の判断で配送いたします。

第 14 条(予約取消手数料)

ご予約確定後、予約を取消される場合、レンタル開始予定日の 4 日前より予約取消手数料が発生します。詳しい料率は下記をご覧ください。

入金済みの場合は、予約取消手数料及び振込送金手数料を差引きご返金します。

お客様の下にレンタル商品が到着した後またはお客様にレンタル商品をお渡しした後の予約取消はできません。

記

- ・ 予約取消日がレンタル開始日の 5 日以前 無料
- ・ 予約取消日がレンタル開始日の 4 日前～3 日前 予約した料金（消費税含む）の 20%
- ・ 予約取消日がレンタル開始日の 2 日前～前日 予約した料金（消費税含む）の 30%
- ・ 予約取消日がレンタル商品発送後 予約した料金（消費税含む）の 50%

第 15 条(権利の譲渡)

当協会は、この契約に基づく当協会の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。

第 16 条(レンタル返却時に備品を忘れた場合)

レンタル商品の返却時に、セット内容の一部を同梱し忘れた場合、そのセットの一部が返却されるまでレンタル契約締結日におけるレンタル料金表に基づくレンタル料金の 30%をお支払いいただきます。また、お客様がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の配送料はお客様負担となります。

ただし、紛失された場合は、商品再購入価格をお支払いいただきます。

第 17 条(情報)

お客様は当協会に対して、レンタル期間中および返却した後であるかに関わらず、またレンタル商品の返却の理由の如何を問わず、レンタル商品の内部に記録させているいかなる情報についても、お客様は当協会に対し返還、修復、削除、賠償などの請求はできないものとします。

第 18 条(保証金について)

1. 商品をレンタルする場合、1 台につき金 50,000 円を保証金としてお預かりさせていただきますのでご了承ください。
2. 保証金はレンタル商品の返却後お客様の指定口座に返金致します。

第 19 条(その他)

1. 商品が当協会に返却され次第、点検いたしますが補償金払い戻しのご連絡まで 2~3 日間お時間を頂いておりますので、予めご了承下さい。
2. 1 回のレンタルで借りられるレンタル商品は 1 台を上限とします
3. 延長・延滞・回収にかかる費用が保証金の範囲を超える場合、追加金を請求致します。

第 20 条(準拠法)

本レンタル約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第 21 条(契約不履行)

商品の返却をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま 2 週間を経過してもご返却されない場合や、申込書（インターネット申し込みを含む）に虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合又は電話の不通などが発生した場合は、直ちに警察署に被害届を提出し、法的手続きを取ります。

第 22 条(裁判所の管轄)

本レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、当協会の事務局所在地である、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。